

ボックス番号 661 インターネット広告登録申請について

インターネットによる広告活動を始めるときには、ハーバライフ・オブ・ジャパン、ディストリビューター・サービス部 倫理課にて、**必ず事前に登録をいただかなければなりません**。皆様が、法令に基づいて正しく始められるよう、これらのツールを良くお読みいただき、理解を深めて頂くことは大変重要です。これらのガイドライン及びインターネット広告に係る注意事項は、ファックス情報サービス、及びインターネット情報サービスから取り出す事ができます。

ファックス情報サービス#

日本語…	東京 03-5972-6056	大阪 06-6306-9250
英語…	東京 03-5972-6058	大阪 06-6306-9252

インターネット情報サービス

<http://www.myherbalife.com/jp>

※以前までご利用いただいていた、<http://herbalife.co.jp/> は、公式サイトのリニューアルに伴い、今現在ご利用になれませんのでご注意ください。新しいHPでは、ID番号のほかにPIN番号がログイン時に必要となります。各ボックス#へのアクセスにはログイン後、新着情報を選択していただき、アナウンスメントへとお進みください。

重要項目一覧

- 「インターネット広告登録申請」…ボックス#661
- 「インターネット広告に関わる注意事項」…ボックス#662
- 「特商法に基づく表示(通信販売)」…ボックス#663
- 「特商法に基づく表示(ハーバライフ・ビジネス)」…ボックス#664
- 「誇大広告等の禁止について」…ボックス#665
- 「景品表示法上の適正表示について(インターネット広告)」…ボックス#666
- 「薬事法について(ニュートリション製品)」…ボックス#681
- 「薬事法について(パーソナルケア製品)」…ボックス#682

ハーバライフ・ビジネスにおいてインターネットによる広告活動は、バッジやチラシ同様、あくまでもビジネス活動をサポートする手段の1つです。したがって、ハーバライフ・ビジネスの基本である「製品を使い、バッジを付け、人に話す」というゴールデンルールを踏まえた上で、このインターネットによる広告活動があなたのビジネスのレベルを上げるサポートになるとお考えであれば、法令を守り、ガイドラインにのっとって、ぜひお試しください。

この件に関して何かご質問等がございましたら、ディストリビューター・リレーションまでご連絡下さい。
(TEL: 0120-975-199<フリーコール>)/FAX: 03-5549-0312)

インターネット広告 実施要領

■ 関連法令及び弊社インターネット規定に従って、各自でホームページを作成下さい ■

関連の法令および弊社インターネット規定に従って、各自でホームページを作成の上、アップロードして下さい。
この時点では、URL およびコンテンツを公表することは出来ません。各種サーチエンジンに検索されないよう、キーワードの設定や、メールマガジン等を利用したホームページの紹介などは行わないで下さい。



■ オンライン申請フォームにて登録申請を行って下さい ■

オンライン申請フォームに必須項目を入力して送信してください。
オンライン申請フォーム URL: <http://www.herbalife.co.jp/myhl/ethic/form.htm>



■ 申請された URL の審査を致します ■

送信頂いた登録申請に基づき、弊社 倫理課にて随時審査致します。



■ インターネット広告登録完了通知を送付致します ■

登録が完了した時点で「登録番号」を E メールにて通知致します。
登録番号の発行と同時に、弊社で用意致しました、貴方のホームページ内容に適した「バナー」のソースコードを含んだ「インターネット広告登録完了通知」を、申請書に記入していただいた E メールアドレスにお送りいたします。
記載内容に従い、バナーの貼り付けを行ってください。



■ ホームページ 最終アップロード終了 ■

以上で、貴方のホームページの登録は完了しました。
以下の規定を遵守の上、インターネットでのビジネス活動を行ってください。

インターネット広告に関する規定

※本規約では、「ホームページ」をウェブサイト全体を表す言葉として使用しています。

ディストリビューターはハーバライフに関するビジネス展開の為に、インターネット上にその広告を目的としたホームページを開設することができます。ただし、その際には、以下のインターネット規定第1条～第27条に基づき作成の上、開設するホームページのURLをハーバライフ・オブ・ジャパン株式会社に事前登録をする必要があります。

また、インターネットを介したその他の広告（インターネット掲示板（BBS）、メーリングリスト、メールマガジン等）についても、以下の規定第1条～第27条を準用するものとします（登録およびバナーの提供等はありません）。また、一方的な送りつけ広告メール（スパム（迷惑）行為と判断された場合）や諸法令、規約に違反する書き込みなどは一切禁止されていますのでご注意ください。

この「インターネット広告に関する規定」は、日本国内に在住するディストリビューターを主な対象としていますが、国外に在住するディストリビューターが（日本国外の施設等を利用した活動を含む）、日本国内の在住者に対して広告活動を行う、もしくは行った場合においても当規約は適用されます。同時に、ご本人が在住する国のハーバライフが定める「規約と規定」についても遵守しなくてはなりません。

当規約に違反する行為が行われた場合、ハーバライフ・オブ・ジャパン株式会社はセールス&マーケティングプラン、規約と規定「規約8-L」に基づき、自らの裁量において適切と思われる警告や処分を行うことができます。

1. ハーバライフ・ディストリビューター（以下ディストリビューター）は、ハーバライフ・オブ・ジャパン株式会社（以下「ハーバライフ」）の製品およびビジネス、サービス等に関するホームページを公表する場合、ハーバライフへ事前に登録を行わなければなりません。
2. ディストリビューターは、登録時にハーバライフより送付される「インターネット登録完了通知」の内容に従い、ホームページ上にバナーを表示しなければなりません。尚、バナーは以下の4種類よりお選びいただけます。ご希望のバナーを「インターネット広告申請フォーム」にてご指定ください。



Aタイプ



Bタイプ



Cタイプ



Dタイプ

3. ハーバライフ製品やハーバライフ・ビジネス等に関するいかなる広告活動を行う場合も、それがハーバライフに関するものである旨を明確に表示しなければなりません。ハーバライフであることを隠した広告は一切認められません。
4. ハーバライフ製品やハーバライフ・ビジネス等に関する広告を行う際は、広告主の氏名、住所、電話番号をその広告内に明示しなければなりません。広告主の氏名、住所、電話番号の全部もしくは一部を明示していない広告は一切認められません。
5. URLのドメイン名及び E メールアドレスに「ハーバライフ(アルファベットや平仮名等による表記も含む)」やハーバライフの製品名、ハーバライフのサービス名等を使うことはできません。また、これらに類似した言葉(一文字だけ別の文字に変えたもの(例:herbalife)や文字間にハイフンを入れたもの(例:herba-life)等)、ハーバライフ、もしくはハーバライフの支社や子会社であるかのような誤解を招くような言葉も、ドメイン名としてはご利用になれません。ただし、フォルダ名やファイル名にこれらの言葉を使うことは認められます。なお、ドメイン名とは、インターネットに接続している世界中のサーバーの場所をあらわす名前のことで、ハーバライフであれば、「herbalife.com」がドメイン名にあたります。

[http:// www.herbalife.com /jp/index.asp](http://www.herbalife.com/jp/index.asp)

① ② ③

- ①: プロトコルの名前(使うきを指定)
- ②: サーバーの名前(ドメイン名で指定)
- ③: パスの名前(フォルダ名やファイル名で指定)

6. ハーバライフより送付されたバナー貼り付けプログラムを加工することはできません。
7. ハーバライフ製品の通信販売に関する広告を行う際は、特定商取引法第11条で定められた事項を、ホームページ内の見えやすい場所に適当な大きさと明示してください。同事項の詳しい内容については、ボックス番号 663「特商法に基づく表示(通信販売)」をご参照ください。
右記リンクからも取り出し可能: <http://www.herbalife.co.jp/myhl/ethic/663.pdf>
8. ハーバライフ・ビジネスに関する広告を行う際は、特定商取引法第35条で定められた事項を、ホームページ内の見えやすい場所に適当な大きさと明示してください。同事項の詳しい内容については、ボックス番号 664「特商法に基づく表示(ハーバライフ・ビジネス)」をご参照ください。
右記リンクからも取り出し可能: <http://www.herbalife.co.jp/myhl/ethic/664.pdf>

9. ハーバライフ製品の通信販売もしくはハーバライフ・ビジネスに関する広告において、実際のものよりも著しく優良もしくは有利であると閲覧者に誤認させるような表示は、特定商取引法第12条及び第36条により禁じられているため、そのような表示はできません。同事項の詳しい内容については、ボックス番号 665「誇大広告の禁止について」をご参照ください。

右記リンクからも取り出し可能：<http://www.herbalife.co.jp/myhl/ethic/665.pdf>

10. ハーバライフ・ニュートリション製品について、医薬品的な効能効果に該当する表記等は、薬事法及び健康増進法に基づき禁止されています。また、化粧品に関しては、薬事法で許される範囲の表現に限られます。薬事法に関する解説については、ボックス番号 681「薬事法について(ニュートリション製品)」及びボックス番号 682「薬事法について(パーソナル・ケア製品)」をご参照ください。

右記リンクからも取り出し可能： ボックス番号 681 <http://www.herbalife.co.jp/myhl/ethic/681.pdf>

ボックス番号 682 <http://www.herbalife.co.jp/myhl/ethic/682.pdf>

11. 減量や痩身等に関する体験談を表示する場合には、それがどのような条件下で行われたかを具体的に示し、減少した体重やウエスト等のサイズ、減量等に要した期間等は一切誇張してはいけません。また、ホームページ内の見えやすい場所に、その結果は全ての人に当てはまるわけではないという旨の但し書きを表示してください。なお、医薬品的な効能効果に該当する表現は、それが個人の体験として事実であったとしても、表示することは一切認められません。

12. 特定商取引法に基づき、ホームページ上の表示は以下の事項が守られていなくてはなりません。

- ①「氏名」「住所」「電話番号」を、トップページの上部(画面をスクロールしなくとも見える場所)に、はっきりと見える大きさで表示してください。
- ②後にハーバライフより送付される「インターネット登録完了通知」にて案内されるバナー表示プログラムも同様に、トップページの上部にはっきりと表示される様設定してください。
- ③「特定商取引法に基づく表示」(特定商取引法により表示を義務付けられた事項)を一覧表にして、トップページ内に表示するか、もしくはトップページから直接ジャンプできるようにリンクさせてください。(ハイパーリンクの入口(ホットテキスト)は、それがハイパーリンクの入口であることがはっきりと分かるように、色文字や下線付きの文字を使うなど、明瞭に表示してください。なお、ハイパーリンクの入口の表記は、「特定商取引法に基づく表示(重要事項)」もしくは「重要事項」としてください。)
- ④その他のハイパーリンクについても、それが何のハイパーリンクの入口(ホットテキスト)であるかがはっきりと分かるよう、色文字や下線付きの文字を使うなど明瞭に表示してください。(ハイパーリンクの入口の表記については、リンク先にどのような情報があるか明確に分かるよう、具体的な表現を用いてください。)
- ⑤情報の更新日をトップページの見やすい場所に表示してください。

※同項目の詳細については、ボックス番号 666「景品表示法上の適正表示について」をご参照ください。

右記リンクからも取り出し可能：<http://www.herbalife.co.jp/myhl/ethic/666.pdf>

13. ハーバライフが配布しているパンフレットやチラシ等の印刷物およびハーバライフ公式サイトに使用されている著作物のうち、以下のものは複製してホームページの作成に利用できます。

- ・ ハーバライフに関する文言のうち、特定のディストリビューターの体験談等を除くすべての文言
- ・ ハーバライフに関する図および表のうち、特定のディストリビューターの体験等を示す図および表を除くすべての図および表
- ・ ハーバライフ製品の写真およびイラスト
- ・ ハーバライフが、ハーバライフおよびハーバライフ・ディストリビューターのために、独自に作成したことが明らかであると判断できる写真およびイラスト(特定のディストリビューターの写真およびイラストは含まない)

※上記以外のすべての著作物は、著作権がハーバライフに帰属しないことから、ディストリビューターが個人のホームページに利用することはできません。

(例)

- ・ ハーバライフとは直接の関係がない、ハーバライフのイメージ向上を目的とする写真やイラスト等
- ・ 特定のディストリビューターが自身のダイエット等の成功を示す体験談や写真等

14. 著作権もしくは肖像権、商標等が他者に帰属する文章および写真、画像等をその権利者の許可無く利用することはできません。それらを利用する場合は、その権利者から正式に許可をとり、それらが真実に基づくものであることが確認できない限りは利用できません。

15. ホームページに以下のような広告やコンテンツを掲載することは認められません。

- ・ 他の健康食品に関する広告やコンテンツ
- ・ 他のダイエット食品に関する広告やコンテンツ
- ・ 他の化粧品に関する広告やコンテンツ
- ・ あらゆる医薬品、医薬部外品、および医療用具に関する広告やコンテンツ
- ・ 他のネットワークビジネスに関する広告やコンテンツ
- ・ アダルト・サイト等、公序良俗に反する内容を含む商品およびサービス等の広告やコンテンツ
- ・ その他、ハーバライフに不利益をもたらす恐れのある広告やコンテンツ、およびハーバライフの信用を損ねる恐れのある広告やコンテンツ等

16. ホームページに他のウェブサイトのリンクを貼ることが出来ませんが、以下のような内容のサイト等のリンクを貼ることは認められません。

- ・ 他の健康食品を扱う企業および個人のホームページ
- ・ 他のダイエット食品を扱う企業および個人のホームページ
- ・ 他の化粧品を扱う企業および個人のホームページ
- ・ 他のネットワークビジネスを行う企業および個人のホームページ
- ・ アダルト・コンテンツ等、公序良俗に反する内容を含むホームページ
- ・ 医学的もしくは医薬的内容を含むホームページ
- ・ その他、ハーバライフに不利益をもたらす恐れのあるウェブサイトおよびハーバライフの信用を損ねる恐れのあるホームページ等

17. インターネット上のサーチエンジンにホームページを登録し、そこからリンクされることは認められます。なお、サーチエンジンとは、インターネット上から、キーワードなどで任意のホームページを探し出す機能をもった検索ページのこと、代表的なものに「Yahoo!」「Google」「MSN」等があります。
18. インターネット上のサーチエンジン、またはメールマガジンなどへの登録等の広告活動を行う際は、そのリンク先 URL を“インターネット広告に関する登録申請書”に書き込んだ URL と同一（バナーを設置したトップページ）にしなければなりません。
19. ハーバライフより、製品やサービス等について変更等の情報提供があった場合、情報提供後60日以内にホームページの情報も同様に更新しなければなりません。
20. ディストリビューター登録に関する勧誘を行う場合は、以下の点に注意して下さい。
 - ・ハーバライフ・ビジネスに関する勧誘を行う際は、ディストリビューター登録後の活動内容について、ハーバライフ製品の販売が目的であることを明確にしなくてはなりません。“他人に紹介するだけ”という表現、またはそのように受けとられる可能性のある表現は、誤認される恐れがあるので使用しないでください。
 - ・ディストリビューター登録に関する勧誘を行う際は、いかなる形でも紹介料および手数料、登録に関する手数料等の代金を要求することは禁止されています。
 - ・ディストリビューター登録の希望者には、必ず前もってハーバライフ・ビジネスガイド(概要書面)を交付(送付、または手渡し)しなければなりません。※ホームページ上にビジネスガイドを全て表示していたとしても、交付したことにはなりません。
21. ホームページを介して集めた消費者もしくは参加者等についての個人情報、その収集方法の如何を問わず、それらを取得する際に消費者もしくは参加者等から承諾を得た目的以外に使用することはできません。
22. ホームページの公開により発生するいかなる問題に関しても、そのホームページを所有するディストリビューターの責任としなければなりません。また、外部・内部を問わずハーバライフ・オブ・ジャパン株式会社に苦情等が寄せられ、ハーバライフから当該行為・表現が不適切であると判断され、ホームページの閉鎖等の要請があった場合は、これに迅速に対応しなければなりません。
23. 登録後にURLや内容の変更を行う際は、事前にハーバライフに対し変更する内容を報告し、了承を得なければなりません(事後報告は認められません)。
24. 解約するディストリビューターは、公開しているインターネット広告を閉じなければなりません。

25. 一方的に送りつける広告メール(いわゆる迷惑メール)は、大きな社会問題となり法令による厳しい規制があるため、ハーバライフでは原則として禁止しております。ただし、以下のすべての法令に従って同広告メールを送信する場合は、その限りではありません。

- ・ 「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」
- ・ 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」
- ・ 上記二法に関連する省令
- ・ 同広告メールの適正化を目的とする都道府県等の条例等

※また、その広告メールの内容がハーバライフ・ビジネスに関する場合は特定商取引法第35条(連鎖販売取引についての広告)で定められたすべての事項(当規定第8条参照)を、また、ハーバライフ製品の通信販売に関する場合は特定商取引法第11条(通信販売についての広告)で定められたすべての事項(当規定第7条参照)を、その広告メール内で表示する必要があります。

26. インターネット掲示板(BBS、Bulletin Board System)への書き込み広告は、大半の掲示板が商業広告を禁止していることから、ハーバライフでは原則として禁止しております。ただし、広告を書き込もうとする掲示板の管理者もしくは運営者の許可を得た上で、以下の事項をその書き込み広告内に表示している場合はその限りではありません。

- ・ その広告がハーバライフに関するものである旨
- ・ 広告主の氏名・住所・電話番号
- ・ 当規定第7条もしくは第8条、またはその両方

※書き込み広告内にはURLのみを表示し、そのリンク先にこれらの事項を明示している場合でも、表示したことにはなりません。必ず、書き込み広告内にこれらの事項を明示する必要があります。

27. メーリングリストにおける広告は、以下の事項をそのメール広告内に表示している場合にのみ認められます。

A) そのメーリングリストがハーバライフに関するものであることが明示されている場合

- ・ 広告主の氏名・住所・電話番号
- ・ 当規定第7条もしくは第8条、またはその両方

B) そのメーリングリストがハーバライフに関するものであることが明示されていない場合

- ・ その広告がハーバライフに関するものである旨
- ・ 広告主の氏名・住所・電話番号
- ・ 当規定第7条もしくは第8条、またはその両方

※書き込みをするメーリングリストがハーバライフに関するものであることが明示してある場合において、広告ではなく、製品の販売やビジネスへの勧誘を目的としない単なる感想等を書き込む場合は、これらの事項を明示する必要はありませんが、その場合でも、当規定第10条および第11条による制限を受けます。

28. 申請に必要な情報を入力し、送信を行ったディストリビューターは、例外なく以下事項に同意したものとします。

- ① 申請をハーバライフ・オブ・ジャパン株式会社(以下ハーバライフ)にて、内容審査を行う事を了承します。
- ② 当申請に含まれる個人情報(一部のみを含む)は、当申請、及び当申請の調査に関連して、関連部署へ開示される場合がある事を了承します。
- ③ ハーバライフでは自らの裁量により、掲載を可決・否決できるものとします。またハーバライフは、可決・否決の理由等を明示する義務は無いものとします。
- ④ 当申請を行うディストリビューターは、ハーバライフの定める「規約と規定」(インターネット広告に関する規定や他ガイドラインを含む)を理解し、これに準じた活動を行っており、今後も行うものとします。
- ⑤ 当申請において、又は承認後の定期的な調査の結果、上記に掲げる「規約と規定」及び関連法律等に違反する項目が発覚した場合、ハーバライフは自らの裁量において罰則、処罰等を課す権限がある事を認めます。